

第5章 広告物等による景観づくり

目次

1	広告物等に関する考え方	160
2	屋外広告物の表示等に関する 配慮事項	160
3	特定屋内広告物の表示に関する 配慮事項	164
4	広告物等の表示・設置の 手続きの流れ	165

第5章 広告物等による景観づくり

1 広告物等に関する考え方

広告物等は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。表示・設置を行う位置や色彩などを景観に配慮したものとすることで、地域のにぎわいや個性の創出、周囲のまち並み、風景との調和を図ります。

上記の実現に向けて、「町田市屋外広告物条例」に基づく規制誘導と、「町田市景観条例」に基づく事前協議、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」に基づく景観誘導を連動し、地域特性に応じた、建築物等との一体的な景観づくりを推進します。

【広告物等とは】

屋外広告物、屋外広告物を掲出するために設置するもの（広告塔や広告板など）及び窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）を指します。

2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項

（1）全域共通の配慮の考え方

景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項^{※1}を、市内全域共通の配慮事項として以下の通り定めます。

- a. 全ての屋外広告物は、大きさ、位置、色彩などのデザインが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。



にぎわいある市街地の地域特性を踏まえた広告物の例

- b. 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶことを考慮し、表示の大きさ、位置、色彩などについて、十分配慮する。



表示の位置や大きさを揃えた広告物の例

※1 景観法第8条第2項第4号イに規定する、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

c. 地域の活性化やにぎわい創出のための広告物は、掲出場所や位置に応じて表現が過剰にならないよう、節度のある大きさや色数とする。



にぎわいを創出し、通りの魅力づくりを意識した広告物の例

d. 主要な幹線道路や地域を代表する通りについては、道路修景や地域のまちづくりなどの機会を捉えて、屋外広告物の表示に関するルールづくりを行うなど、広告物等を通じて、地域の魅力づくりや特色ある景観づくりにつなげるよう努める。



広告物の設置高さを抑え、並木との調和を意識した広告物の例

e. 歴史的な景観資源のある地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮した屋外広告物を表示・掲出する。



和の表現で老舗店舗の外観を引き立てる広告物の例

f. 豊かな自然資源が残る地域では、みどりや地形などの背景、その周辺にある建築物や並木などとの調和に配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。



周辺のみどりと調和した広告物の例

g. 主要な街道沿いや公園、緑地などの施設周辺において、景観を阻害する野立て看板などが点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩などのデザインを周辺環境と調和したものとする。



表示を集約化し周辺環境と調和した広告物の例

h. まち並みの個性や魅力を高めるとともに、観光振興にも効果があることから、地域特性を踏まえた統一感のある広告物を表示・掲出する。






商店街で広告物の素材を統一し商店街の魅力を高めている例

(2) 「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方

第4章に定める以下の3つの「景観形成ゾーン」と、3つの「景観形成誘導地区」ごとに屋外広告物に関する配慮の考え方を定めます。

1) 「景観形成ゾーン」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①丘陵地ゾーン	
目指す景観	丘陵地や谷戸の豊かな自然と調和した屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の豊かな自然景観と調和するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に調和する色彩を基本とし、落ち着いた色彩を用いる。 ・高彩度色の使用面積を抑える。 ・周辺の自然景観と調和する規模や高さとする。  <p style="text-align: right;">周辺の自然環境と調和した広告物の例</p>
②住まい共生ゾーン	
目指す景観	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地との連続性が感じられる屋外広告物景観 ・地域、商店街の個性を活かした屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地では、建築物と調和しやすさが感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の住宅地に調和し、落ち着いた色彩を用いる。 ・高彩度色の使用面積や色数を抑える。 ●地域や商店街の個性がさらに伸びる表現とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や商店街でデザインのイメージを合わせる。 ・周辺にある住宅地に影響を与えるような過剰な色彩や高さを避け、住宅地との連続性が感じられるものとする。  <p style="text-align: right;">手作り感のある広告物で地域の個性を演出している例</p>
③にぎわいゾーン	
目指す景観	活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●人の目線（アイレベル）を意識し、思わず出歩きたくなるような魅力的な景観を感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に合わせたスケールで計画し、歩行者の目に入りやすい位置にまとめる。 ●高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁の同系色とし、箱文字など表示面積を抑え、建築物との一体感がある表現とする。 ●低層部では、心地よくにぎわいを感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・表現が過剰にならないような大きさや色数とする。  <p style="text-align: right;">低層部で色数や掲出位置に配慮した広告物の例</p>

2) 「景観形成誘導地区」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①小野路宿通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>小野路宿通りの歴史や自然を活かした風格を感じさせる屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な雰囲気や風格を感じさせるものとする。 ●昔ながらの民家や板塀、擁壁との共通性を感じさせる落ち着いた色彩を基調とする。 ●木材などの素材色を活かす。 <div style="text-align: right;">  <p>歴史的な雰囲気に調和した広告物の例</p> </div>
②町田駅前通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>歩く人にとっての魅力が感じられ、落ち着いた秩序ある屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部では、落ち着いた秩序ある屋外広告物とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・箱文字など壁面と一体的なデザインとする。 ●低層部では、歩行者が魅力を感じられる屋外広告物とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に対して表現が過剰にならないよう、節度ある大きさや色数とする。 <div style="text-align: right;">  <p>建築物と一体的にデザインした広告物の例</p> </div>
③多摩境通り景観形成誘導地区	
<p>目指す景観</p>	<p>通りの開放感や連続性が感じられる屋外広告物景観</p>
<p>目指す景観にするための配慮の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの開放感や連続性が感じられるものとする <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体性のある表現とした屋外広告物を基本とし、通りや建築物に対して、違和感のない大きさとする。 ・通りの周辺にある尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げない高さとする。 <div style="text-align: right;">  <p>建築物と一体性のある広告物の例</p> </div>

3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項

建築物の窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）の表示については、「2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項」に示す内容に加えて、市内全域共通で以下の配慮事項を定めます。

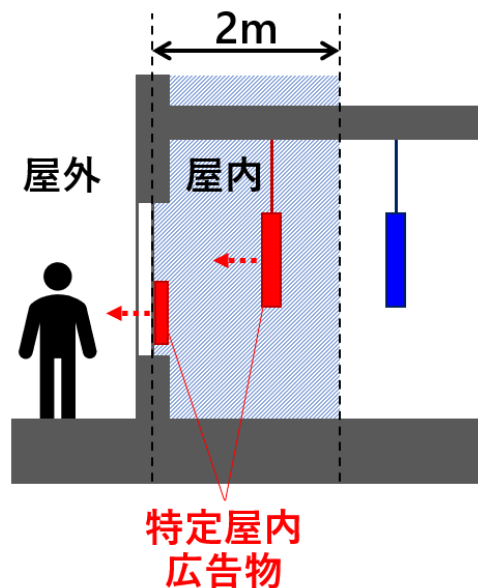
- a. 開口部の開放感を阻害しないよう、窓面を全て塞ぐことのないようにする。また、窓面から一定距離を置いて設置する。
- b. ビルに複数のテナントが入店する場合は、建築物全体で統一感のある掲出方法となるよう配慮する。
- c. 映像装置付き広告物（デジタルサイネージなど）の場合、音・明るさ・内容などに配慮して設置する。



開口部の開放感を阻害していない例

【特定屋内広告物とは】

「特定屋内広告物」とは、建築物の窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して表示される広告物で、窓面の内側からの距離が2メートル以内のものであります。

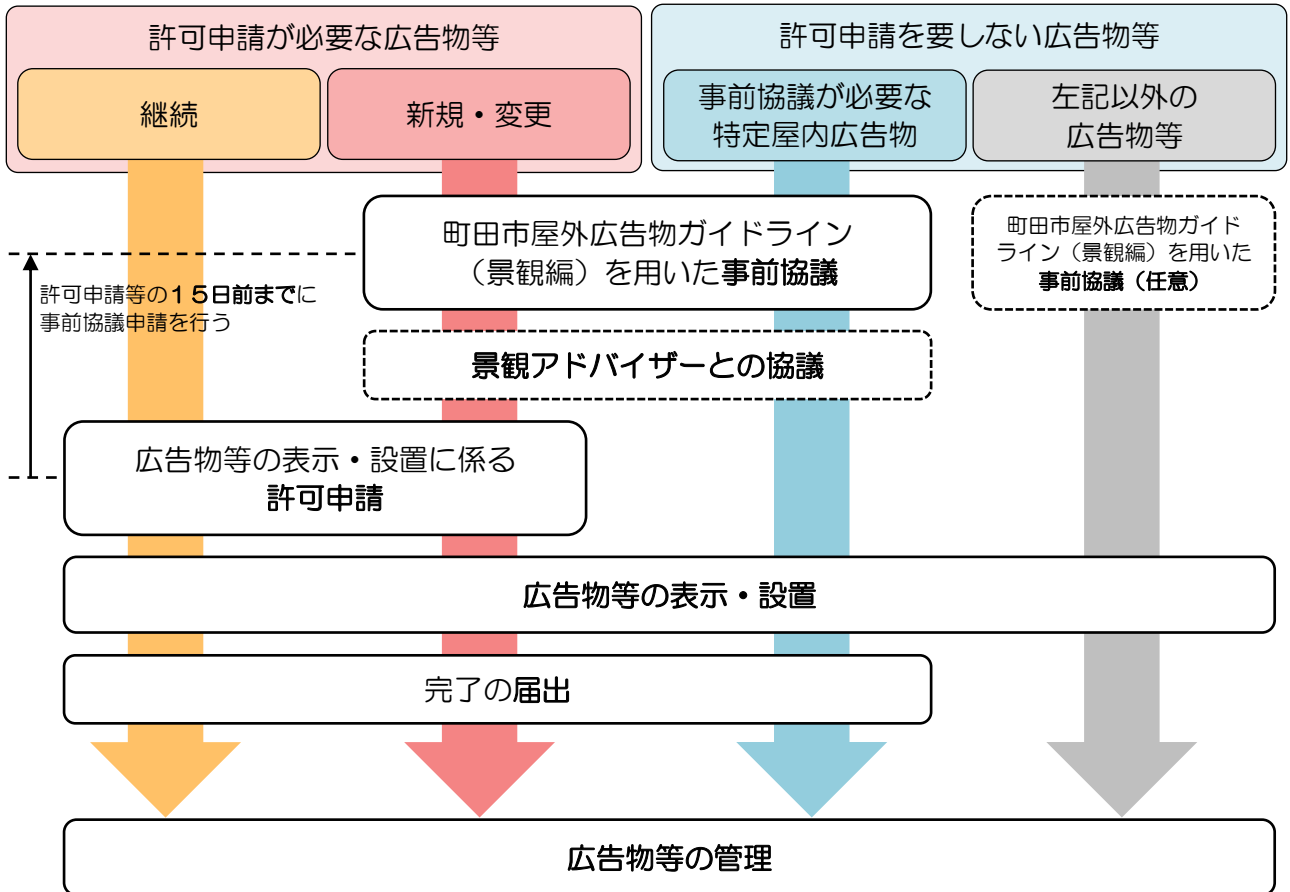


4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

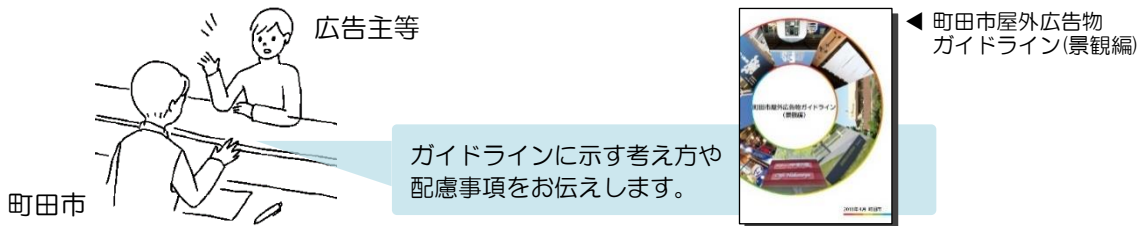
一定規模以上の広告物等を表示・設置する際には、地域の風景に調和し、その地域の特色を引き立てる良質な広告物の設置を目指し、事前協議を行います。

事前協議では、広告物に関連する景観づくりの考え方や配慮事項を共有し、地域特性や周辺環境を考慮した広告物の設置を促進します。

【手続きの流れ】



【事前協議のイメージ】



【事前協議を義務づける広告物等】

町田市景観条例で事前協議を義務づける広告物等は以下の通りです。

- ・屋外広告物
- ・屋外広告物を掲出する物件
- ・窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）

その他の広告物等についても、任意の事前協議を行います。